

白井市入札等監視委員会委嘱状交付式及び  
平成28年度白井市入札等監視委員会（第2回）

会議録

1. 日 時 平成29年1月30日（水） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 菊池委員、三枝委員、宗藤委員長  
風間管財契約課長、會
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
  - 1 委嘱状交付
  - 2 市長挨拶
  - 3 委員紹介
  - 4 委員長選出
  - 5 委員長挨拶
  - 6 開会
  - 7 議題
    - （1）平成28年度上半期分の一般競争入札契約の審査
    - （2）平成28年度上半期分の指名競争入札契約の審査
    - （3）平成28年度上半期分の随意契約の審査
    - （4）その他

委嘱状交付

市長挨拶

委員紹介

委員長選出

委員長挨拶

開会

《委員長》

それでは議事に移らせていただきます。議事に入る前に2点お願いがございます。項目ごとに事務局から説明があります。質疑は、説明後にお願いします。

もう一点、時間が限られておりますので、発言する際は簡潔にお願いします。それでは、議事に入らせていただきます。

議題1 平成28年度上半期一般競争入札契約の審査について、事務局から説明を求めます。

**議題1 平成28年度上半期一般競争入札契約の審査について**

《事務局》

説明に移らせていただく前に2つほど、ご案内とお詫びを申し上げます。

1つは、本入札等監視委員会は非公開となっておりますが、会議内容を録音させていただき、会議録を公表させていただいております。公表は委員名を伏せた形で行いますが、その前に委員の皆様には発言内容等を確認していただく依頼を後日させていただきますので、その際はよろしく願いいたします。

続いてお詫びについてですが、本日不在の相馬から通知させていただいておりますが、案件抽出のために送付しました資料に誤りがありましたこと、誠に申し訳ありませんでした。今後については、確認をしっかりと行い、委員の皆様へ送付いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題1 平成28年度上半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたり、抽出した理由を添えていただいておりますので、ご質問に

対する回答も併せてご説明させていただきたいと思えます。

それでは、説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ページから29ページと、別紙資料の1及び2となります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

1ページのNo. 1水路改修工事（H28-1）についてご説明いたします。

本工事の業種は土木一式工事で、執行理由は、市道00-005号線の排水流末となる神崎川支流水路の水路改修を実施するものです。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類、土木一式工事に登録がある者、格付け要件はA・B・Cランク、地域要件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者、受注実績は、過去10ヵ年度（平成18年度～27年度まで）に国又は地方公共団体等が発注した契約金額500万円以上の水路改修工事又は道路改良工事を元請けとして施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限るとしています。技術者の専任配置は、当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を専任で配置できる者。なお、本件公告日現在で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。その他要件として、法人市民税に滞納がない者、社会保険等に加入していることについても参加要件としています。

入札参加資格者は13者を見込み、入札参加資格確認申請書を提出したものが1者で、入札参加者数も1者でした。

2ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格5,886万円に対し、1回目、2回目の入札ともに、予定価格を超える金額の入札となったため、不落随契を実施し、税抜き契約金額が、5,800万円で、落札率が98.5%、契約の相手方は株式会社宮下興業です。

この案件には1つのご質問を委員よりいただいております。

2回の入札ともに入札業者が1社しかいないが、入札者が少ない理由は何かあるのか、また、どのような経緯で不落随契となったのか、ということで、入札業者が1社のみであることについては、一般競争入札の参加資格要件は1ページの3. 資格要件等のおりとなり、入札の参加見込数は13者ありました。1者のみであったことについては、他の工事への参加又は受注済により、専任技術者の確保が難しいことや受注戦略等によるものなどが推

測されます。

不落随契となった経緯については、再度の入札で落札がない場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約ができることとなります。同社へ見積依頼し、提出された見積額が予定価格の範囲内となったことから契約に至ったものです。

続きまして3ページをご覧ください。No. 5福祉センター空調設備等改修工事についてご説明いたします。この案件については、通常の一般競争入札とは違い、総合評価方式による入札としており、その評価方式の概要や落札決定基準等について、委員よりご質問もありましたので、先にそちらの概要を説明させていただきます。

追加で送付した資料の別紙1総合評価方式の概要、落札者決定基準等についてをご覧ください。時間の都合もありますので、ポイントのみ説明させていただきます。

1ページ総合評価方式の趣旨ですが、価格競争による低価格の入札によって、工事の品質の低下が懸念されていることから、公共工事の品質確保の促進に関する法律にも位置づけられ、入札価格だけでなく、企業の技術力や社会的信頼性を考慮して落札者を決定する方式となります。一般競争の最低制限価格とは異なり、調査基準価格を設定して、その基準価格を下回った額で入札した場合は、契約内容に適合した履行が行えるか調査を行って落札者を決定することとしています。

次に同じく1ページ2の白井市の総合評価の実施方針ということで、どのような案件にこの方式を適用しているかといいますと、(1)にありますとおり、基本的には、設計金額が7千万円以上の工事に適用しております。

ただし、発注時期等に制限があって、この方式を適用することにより、工事施工に必要な期間の確保が困難な工事は適用しないこととしています。

次に(2)の総合評価のタイプですが、特別簡易型①という資料に添付されているA3の表がありますが、この項目について、評価を行っています。資料の3ページの評価項目の作成・決定にもありますが、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域信頼度、地域貢献度を必須として、A3の表にある項目と配点で実施しています。

当市が現在実施している総合評価は、技術的な工夫を大きく求めるものではなく、適切で確実な施工能力を求める、このような、特別簡易型としています。

なお、評価項目は、2ページの3(2)(3)にもありますとおり、市の技術審査会に加え、学識経験者からの意見聴取ということで、千葉県が委嘱

した学識経験者を活用し意見を聞いたうえ、項目を決定しているところです。

3 ページの 4 は事業者の入札参加申請から参加資格決定までの流れとなり、記載のとおり進んでいきます。(1) にありますとおり、通常の一般競争入札と同じように入札参加資格の申請書とともに、先ほどの評価項目に対応する資料を入札参加事業者から提出していただきます。ここが通常の一般競争と異なるところとなります。

また、(3) のとおり、評価項目に対応する資料をもとに、評価結果を表の配点に基づき評価し、開札日まで審査をして、決定しておくこととなります。その後、3 ページの 5 入札と落札候補者の決定の(1)にあるとおり、入札を実施します。

そして、先ほどの評価項目による評価と入札金額を合わせて評価をすることになり、その落札候補者の決定方法を、3 ページ(2) から 6 ページにかけて記載しております。

端的に総合的評価の算出方法を説明すると、4 ページの下のほうにある算出フローとなります。

①は事業者から提出された評価項目ごとの資料を基に、A3 の表にある配点にて評価点が決まります。

次に、②は①の評価点に基づき、加算点を算出します。これは記載のとおり、評価点の最高であった業者に満点の 20 点を与え、2 位以下については、評価点の合計に応じて按分した点数を算出します。

そして③で、技術評価点というものを算出します。技術評価点は全ての業者に与える標準点 100 点に②で算出した加算点を加えたものになります。この技術評価点は入札金額以外の評価点数になります。

最後に④として、入札金額も踏まえた総合的な評価値を算出ということで、技術評価点を入札価格で割って最終的な評価値を算出します。この評価値が最高の者が落札候補者になりえる者ということで、具体的な参考例として、5 ページから 6 ページを参照いただければと思います。

ただし、これで最終的に落札候補者が決まるわけではなく、7 ページの 6 低入札価格調査とありますように、入札金額が基準よりも低い場合に、契約の内容に適合した履行ができる金額なのかを判断するため、価格失格判定基準と調査基準価格を設けています。

まず、価格失格判定基準の算出方法は 7 ページに記載のとおり、基準を設けており、この基準より下回った入札者は失格となります。ちなみに今回のこの案件では失格者はいませんでした。

次に調査基準価格というものがあり、この基準の価格を下回った場合に

は、契約の内容に適合した履行ができるか、調査をしますよという価格になります。これも記載のと通りの算出方法となっております。

今回、評価値が第1位となった福井電機株式会社の入札額は調査基準価格を下回ったことから、調査をするため、8ページ(3)に記載の関係書類を提出していただき、事情聴取を行い、(4)にあります低入札価格審査会により、その書類と事情聴取の結果、9ページにある失格判定基準に該当するものがないことから、正式に落札候補者として決定し、その後は通常的一般競争入札と同様、公告に記載の資格要件を満たしているかを審査して、落札者として決定しています。総合評価方式の概要については、以上のような方法で実施しているところです。

それでは、実際の案件の概要に移りたいと思います。審議事案説明書の3ページをご覧ください。本工事の業種は管工事で、執行理由は建設から28年が経過し、経年劣化による空調設備の不具合が生じているため、機器の更新を行うものです。また、空調設備のほか、老朽化が進んでいる浴室の改修工事、以前から要望のある和便器から洋便器への改修工事をあわせて行うものです。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類管工事に登録がある者、格付け要件Aランク、地域要件は千葉県内に本社(本店)を置く者、受注実績は過去5年以内(平成23年度～27年度)に国又は地方公共団体等が発注した契約金額5,000万円以上の空調設備改修工事を元請として完了した実績を有する者、なおJVの実績は出資比率が30%以上のものに限るとしています。

技術者の専任配置は、当該工事に管工事施工管理技士1級の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置できる者。なお、当該技術者については、本入札公告日時点で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としています。

入札参加資格者数は65者を見込み、入札参加資格確認申請書を提出したものが7者で、入札参加者数も7者でした。

4ページをご覧ください。金額についてですが、予定価格は、税抜きで9,105万円、契約金額は、税抜き6,780万円で、契約者は福井電機株式会社でしたが、今回は、先ほど概要を説明させていただいたとおり、総合評価方式のため、失格判定基準価格と調査基準価格を設定しております。

まず、失格判定基準価格は税抜きで6,432万1,059円の設定となり、福井電機株式会社はこの金額が上回った入札金額となり、失格には該当しないことがわかるかと思えます。

次に、調査基準価格は税抜きで8,194万5,000円の設定となり、この金額より福井電機株式会社は低い金額で入札しておりますので、実際にその金額で履行が行えるか調査をいたしました結果、契約内容の履行ができるという結果となり、評価値第1位の福井電機株式会社と契約に至ったものです。なお、落札率は74.5%となります。

この案件についてのご質問は、2点ありました。1点目は、総合評価方式の制度概要や落札決定基準について委員よりご質問あり、先ほどご説明させていただいたものとなります。

2点目は、総合評価方式の適用対象案件の拡大を図る必要があると考えるが、市の方針について、委員よりご質問あり、回答については、現在、評価対象を設計金額7千万円以上の工事として、特別簡易型（施工計画の提出はなし）とし、企業の技術力については、過去の工事成績評定の平均点や優良工事表彰の有無、配置予定技術者の資格、施工経験により評価、企業の信頼性・社会性については、指名停止処分が過去2年間にないことや市内の営業拠点の有無などを主に評価項目としています。

本来であれば、施工計画の提出を求め、工事内容により新しい技術やノウハウなどの専門的な技術評価、工事の品質アップと工期の短縮等を評価することも必要であると考えますが、その施工計画や技術提案を評価できる職員体制が整っていないことから、現在のところは、評価対象を拡大することが難しい要因となっております。ということで、現状の試行というスタンスで今のところは進める方針としています。

続きまして、6ページのNo.135【長期】平成28年度パソコン等賃貸借についてご説明いたします。

本業務の業種はリースで、執行理由は、平成21年度に導入し再リースを行っていたパソコン及び平成23年度に導入したプリンタがこの度リース期間満了となることから、計画的な機器更新のため調達を行うものです。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類リース、中分類電算機に登録がある者、地域要件は千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者という要件となっております。

7ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格税抜きが3,203万4,000円に対し、落札価格が税抜きで、1,667万4,000円で、落札率が52.1%、契約の相手方は株式会社ディー・エス・ケイとなっております。

この案件には1つのご質問を委員よりいただいております。落札率が低い理由ということで、設計額については、メーカー希望小売価格にリース率

を乗じた価格を基に積算しております。入札した業者の企業努力、受注意欲が高いため、落札率が低くなったものと推測されます。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ただいま、一般競争入札の審議事案の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますか。

なお、発言の際には説明書の事業名をおっしゃってから、発言をお願いいたします。

《委員》

1 ページ水路改修工事では、白井市内に本店、支店、営業所を有する者ということが資格要件となっていて、3 ページの福祉センター空調設備等改修工事では、千葉県内に本店を有する者となっており、6 ページの平成28年度パソコン等賃貸借では、千葉県内に本店、支店、営業所を有する者で、3 件とも異なっていますが、どのように使い分けていますか。

《事務局》

いわゆる地域要件と呼ばれる部分に関しましては、参加見込者数、特に市内で一定数の事業者がいるのか等と業務内容を勘案して、入札契約審査会に諮り、決定しています。

《委員》

内容に応じて、参加者数がどの位になりそうかということを見ながら広げていくということですか。

《事務局》

はい、必要に応じて判断しております。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

水路改修工事について、資格要件の概要の土木施工管理技士1級又は2級



の技術者を専任で配置できる者とありまして、次ページ最初の参加者が1者のみだった理由として、技術者の確保が難しいという回答でしたが、今回資格要件でこのような要件を定めたというところで、要件に該当する市内の事業者の数といったものは把握されていたのですか。

《事務局》

市として技術者の人数を正確に把握しているとか、事業者から届けさせているということはありません。また、民間工事や他市の工事を受注しているといったことも考えられます。

《委員》

参加者が1者のみということだったので、ある程度専任の技術者というのが把握できているのであれば、地域要件を市内に本社、支社ではなく、県内に広げるといったことは検討されたのですか。

《事務局》

発注の段階では、市内事業者のみで大丈夫だろうということで考えておりました。

《委員》

なるべく市内事業者へ発注するといったことも含めてということですか。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。

《委員》

No. 5の総合評価について、説明の中で職員体制が整っていないため、施工計画や技術評価を行わない特別簡易型で実施したということですが、金額によって施工計画まで提出を求めることが原則なのか、7,000万円の工事でも施工計画を求めてもよいし、求めなくてもよいのか。

求める求めないということは、市の判断によって決まるのか、金額によって決まるのか教えていただけますか。

《事務局》

国土交通省が定めているモデルに準じて行っておりますが、その中では金額に応じて求めなければならないものではないため、市では現在、7,000万円以上は総合評価の対象とし、対象案件は全て施工計画を求めないとしております。

《委員》

年間で総合評価対象案件はどれ位ありますか。

《事務局》

金額としては、1件から多くても3件程度です。その中でも補助金の関係等から施工期間が限られているものについては、入札契約審査会で審議した上で、対象から外す場合もありますので、実際は1件から2件となっております。

《委員》

最後に、7者が参加となっておりますが、今回落札した会社の入札金額は7者のうち、どの位の順位だったのですか。

《事務局》

入札金額は、一番低い金額を提出しております。

《委員》

ということは、仮に通常の一般競争入札だったとしても、落札者となっていたということですか。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。

《委員長》

それでは、次の議題に進んでもよろしいでしょうか。

《委員・委員》

はい。

《委員長》

平成28年度上半期分の指名競争入札契約の審査につきまして、事務局から審議事案の説明を求めます。

## 議題2 平成28年度上半期分の指名競争入札契約の審査について

《事務局》

続きまして議題2平成28年度上半期指名競争入札契約について説明いたします。資料は8ページから21ページになります。

8ページをご覧ください。No. 14道路改良工事（H28-4）についてご説明いたします。この案件は、No. 2での一般競争入札が不調となったことから、この指名競争に切り替えて入札を実施したものととなります。

本工事の業種は土木一式工事、執行理由は交通環境の円滑化のため、市道03-013号線の拡幅工事を実施するものです。

業者選定については、格付要件がA・B・Cランク、指名業者数は10者、指名理由については、地域経済の振興を勘案し、白井市入札参加適格者名簿の土木一式工事に搭載されている、市内・準市内事業者を推薦の基本としております。指名業者10者のうち、参加は8者、辞退が2者となりました。

金額につきましては、予定価格税抜きで3,003万円に対し、落札価格は税抜き2,530万円で、9ページにいきまして、その落札業者は東亜道路工業株式会社となりました。

本案件についての質問は、1件委員からあり、一般競争入札が不調となり、本件の指名へ切り替わったとのことであるが、再度の一般競争入札が検討されたのか。また、それがなされずに指名競争入札に切り替わったのはどのような理由かというご質問でした。

回答は、本件は、No. 2での一般競争入札が不調となったものとなります。指名競争入札とした理由は、地元より早期の実施と農繁期及び春先の耕作準備期間に支障をきたさないよう、限られた期間での工事を求められており、早期実施と工期の確保のため、入札手続きに時間を要する一般競争入札とする期間がないため、指名競争入札としたものです。

続きまして、10ページをご覧ください。No. 32柔剣道場吊り天井等耐震点検業務委託についてご説明いたします。

本業務の業種は建築関係建設コンサルタント建築一般、執行理由は地震による天井部材等の落下物から子供たちを守るため、吊り天井を有する3校の柔剣道場について、天井等耐震点検を行うものです。業者選定については、指名業者数は5者で指名理由については、白井市入札参加適格者名簿の建築関係建設コンサルタント建築一般に登録のある者のうち、白井市又は県内自治体で同種業務の実績がある者を推薦の基本としました。指名業者5者で、5者全て参加しています。

11ページに移りまして、金額につきましては、予定価格税抜きで279万6,600円に対し、1回目、2回目は不調で、不落随意契約となり、見積金額は税抜き270万円で落札率は96.5%、落札業者は株式会社能城総合企画設計事務所となりました。

本案件についての質問は、1件不落随意契約に至った経緯について委員からのご質問となり、回答は、再度の入札で落札がない場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約ができます。

地震による天井部材等の落下物から子供たちを守るためには早急な点検が必要なことから、不落随意契約を行い、同社へ見積依頼し、提出された見積額が予定価格内となったことから不落随意契約に至ったものです。

続きまして、12ページをご覧ください。No. 44（仮称）富士公園基本設計等業務委託についてご説明いたします。

本業務の業種は土木関係建設コンサルタント業務（造園）、執行理由は住みやすい環境づくりを推進するため、1人当りの公園緑地面積が不足している既存市街化区域の富士地区において、公園整備に必要な基本設計を実施するものです。

業者選定については、指名業者数は7者で、指名理由については、白井市入札参加適格者名簿の土木関係建設コンサルタント業務（造園）に登録がある者のうち、公園関連業務の実績がある県内業者を推薦の基本としました。

指名業者7者中6者の参加、1者の辞退となっています。金額につきましては、予定価格税抜きで836万円に対し、落札価格は税抜き330万円で、落札率39.5%、契約を株式会社LAU公共施設研究所と結んでおります。

本案件についての質問は、1件、落札率が低い理由は何かということで、委員よりご質問がありました。回答は、設計額については、内閣総理大臣認可の一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会が発行しているランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインを用いて積算しております。

今回の設計については、特殊なものではなく、難易度が比較的低いことか

ら、入札した業者の企業努力、受注意欲が高いため、落札率が低くなったものと推測されます。

次に、14ページをご覧ください。No. 97 学校プール開放事業管理業務委託についてご説明いたします。

本業務の業種は警備・受付・施設運営、執行理由は学校プール開放事業に伴い、利用者の安全確保を図るため、水上安全法救助員等の資格を有し、法定時間の警備員教育を受けた人員により適切な安全管理業務を委託するものです。

業者選定等については、指名業者は5者で、入札参加者数も5者です。指名理由は白井市入札参加適格者名簿の大分類警備・受付・施設運営の中分類施設警備に登録がある者のうち、学校プール開放事業の管理業務を行える業者であり、近隣において業務実績のある業者を推薦の基本としました。

金額につきましては、予定価格税抜きで388万円に対し、落札価格は税抜き370万円で、落札率95.4%、15ページにいきまして、契約の相手方は株式会社協栄となります。

本案件についての質問は、指名競争入札の委託は予定価格500万円未満が対象で、通常設定しない最低制限価格が本案件で設定されているが何故か。との質問を委員よりいただきました。その回答は、本業務の設計額は人件費で占められていることから、従事する者の最低限の賃金を確保するため、設定しております。

続きまして、16ページをご覧ください。No. 114 健康診断（保育士・栄養士等）業務委託（その2）についてご説明いたします。

本件の業種は医療・医事・給食、執行理由は保育園職員（臨時保育士及び調理員等）、給食職員等の雇用上の健康管理及び従事業務上の必要性から実施するものです。

業者選定等について、指名業者数は7者、入札参加者数は3者で辞退が4者でした。指名理由は、白井市入札参加適格者名簿の大分類医療・医事・給食、中分類集団健診に登録がある13者のうち、集団健診の実績がある7者を推薦の基本としました。

金額につきましては、予定価格税抜きで507万3,600円に対し、落札価格税抜き483万3,600円で、落札率が95.3%、16ページにいきまして、契約の相手方は一般社団法人日本健康倶楽部となりました。

本案件についてのご質問は、予定価格が500万円以上で、本来であれば一般競争入札適用となる案件であるが、何故指名競争入札としたのか。ということで、委員よりご質問がありました。

本件については、本来一般競争入札となるところですが、白井市入札参加適格者名簿の大分類医療・医事・給食、中分類集団健診の登録業者13者のうち、集団健診について実績のある業者が7者と少ないため、指名競争入札としました。

18ページをご覧ください。No. 120 庁用バス運転業務委託についてご説明いたします。本件の業種はその他委託、執行理由は市で所有しているマイクロバスや大型バスを運転する運転職員は、現在1名体制のため、バスの運転業務に支障が生じることから運転業務を委託するものです。

業者選定については、指名業者数は5者、入札参加者は0者、5者とも辞退となっております。

指名理由については、白井市入札参加適格者名簿の大分類その他委託、中分類車両運行管理に登録がある者のうち、履行の確実性及び運行の安全性に関する信頼性を基本として過去5ヵ年度（平成23年度～27年度）に近隣自治体において類似業務を完了した実績がある者を推薦の基本としました。

金額につきましては、予定価格税抜き167万1,000円で、入札参加者がなく、不調となったものです。

19ページにいきまして、本案件についての質問は、入札不調から見積り合わせへ（設計金額により、随契審査対象外）と記述されているがどのようなことなのか。とのご質問が委員からありました。

本案件については、指名した全者が辞退となりましたが、庁用バス運行は市民活動や行政活動をするため早急に必要なものであり、再度入札に付する期間がないため、見積り合わせによる随意契約を行ったものです。

なお、本入札等監視委員会における随意契約の審査対象は、下記の基準によるものとしており、本案件については、委託業務で設計金額が税込で、180万4,680円となり、500万円未満であることから審査対象とならない旨を記載したものです。前回、平成28年度第1回会議において、審査対象にならない随意契約案件については、わかりやすいように表記するよう指摘があったため、このような記載としたものです。

20ページをご覧ください。No. 122 白井市職員定期健康診断業務及び特定健康診査補助事業委託についてご説明いたします。

本件の業種は医療・医事・給食、検査・分析、執行理由は労働安全衛生法第66条（規則第44条）及び白井市職員安全衛生管理規程第12条により、全職員（一部臨時職員等を含む。）対象に定期健康診断を実施する。また、千葉県市町村職員共済組合が行う特定健康診査補助事業を利用し、40歳以上の共済組合員の生活習慣病を早期に発見し、早期に治療することにより、

共済組合員の健康の維持・増進を図るものです。

業者選定については、指名業者数は5者、入札参加者は0者、5者とも辞退となっております。指名理由については、白井市入札参加適格者名簿のうち、希望業種を医療・医事・給食として登録している者及び、希望業種が医療・医事・給食以外の者で県外業者については、当市での過去の実績がある者を推薦の基本としました。金額につきましては、予定価格税抜き321万5,000円で、入札参加者がなく、不調となったものです。

21ページにいきまして、本案件についての質問は、先ほどの案件同様、入札不調から見積り合わせへ（設計金額により、随契審査対象外）と記述されているがどのようなことなのか、とのご質問が委員からあり、回答は先ほどの案件と同じとなります。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明に対しましてご意見、ご質問等ございますか。なお、先ほどと同様に事業名をおっしゃってから発言をお願いいたします。

《委員》

1点目に事業名がNo. 44（仮称）富士公園基本設計等業務委託について、落札率39.5%とかなり低い落札率となっていて履行状況はどのようになっていますか。

《事務局》

担当課より、業務内容に不備がある等の問題点は報告されておられませんので、適切に履行されています。

《委員》

履行状況に関して、低廉な落札率の場合に、追って調査をするといった規定や制度はありますか。

《事務局》

落札率によって、追加で調査をするということはありませんが、一般的に入札になるような契約に関しましては、検査を担当課で行うことに加え

て、管財契約課の方でも合議という形で検査をしておりますので、最終的な部分にはなりますが、適切に履行されたという確認はしております。

《委員》

わかりました。もう1点ですが、No. 120 庁用バス運転業務委託について、28年4月から29年3月の1年間のバス運転手1人の契約かと思われませんが、設計金額が税込180万円ということだと、バスの運転手を1年やって報酬180万円という認識でよろしいですか。

《事務局》

この契約に関しましては、いわゆる人材派遣のような契約ではなく、バス運行そのものを1回あたりいくらでお願いするといった形ですので、事業者が雇っている運転手を、決まった方ではなくシフト等により市が頼んだタイミングでやっていただくものになります。

《委員》

わかりました。そうすると、今回定められて設計金額については、それなりの設定根拠があるということによろしいですか。

《事務局》

はい、ですので年収にあたるような金額ではありません。

《委員》

No. 97 学校プール開放事業管理業務委託の指名理由について、近隣において業務実績のある業者を推薦の基本としたということで、同様にNo. 120 庁用バス運転業務委託についても、近隣自治体において類似業務の実績ということになっていますが、近隣自治体の実績というものはどうやって把握されているのですか。

《事務局》

事業者の実績におきましては、2年に1度行われる白井市入札参加適格者名簿の更新の際に事業者から過去の官公庁実績が提出されますので、そちらを確認しております。



《委員》

わかりました。

《委員》

№． 97 学校プール開放事業管理業務委託について、本来ならば500万円未満ということで、最低制限価格の設定はしないということですが、本件の性質上設定しましたという回答でしたが、市の規定で設定可能となっているのでしょうか。

《事務局》

この後の議題4でも改めてご報告させていただきますが、業務委託の最低制限設定要領を本日配布させていただいております。こちらの中に原則一般競争入札には設定し、指名競争入札に関しては、市長が特に必要と認めた場合に設定すると定められております。

本件につきましては、日雇いといたしますか、この期間のためだけに人を雇うような性質のため、契約金額が直接賃金に反映されると思われまので、設定しております。

《委員》

わかりました。もう1点、№． 114 健康診断について設計金額が500万円を超えていますので、通常であれば一般競争入札で行う案件と思われませんが、回答の中で、集団検診の実績がある業者が7者と少ないため、指名競争入札としましたとありますが、7者では少ないと判断されたのですか。7者であれば通常的一般競争入札でもよかったとはないと推察されますが。

《事務局》

まず、市の規定の中で、入札契約審査会で承認された場合、一般競争入札対象案件を指名競争入札にすることは可能となっております。当時の審査会では、一般競争入札で実施した場合でも実績要件を付すため、参加資格がある事業者が7者になってしまうので、それであれば7者全てに指名通知を送った方が参加が促されるのではと判断したものです。

また、市の基準では、500万円以上1000万円未満の案件を指名競争入札とした場合の指名業者数は7者となっているため、その点も指名競争入札とした要因となります。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にはよろしいですか。

《委員・委員》

はい。

《委員長》

それでは続きまして、議題3平成28年度上半期分の随意契約の審査について、審議事案の説明を事務局から求めます。

### 議題3 平成28年度上半期分の随意契約の審査について

《事務局》

次に議題3平成28年度上半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。

それでは、22ページをご覧ください。No.151カラオケ機器賃貸借についてご説明いたします。

執行理由は、カラオケセットを老人憩いの家に設置することにより、レクリエーションを充実させ、もって高齢者の健康増進を図るものです。

随意契約理由は、設置場所である老人憩いの家には電話回線等がないため、新曲の取り込みの際にUSBを使用し簡単に行うことができ、軽量で高齢者でも設置や収納、移動が簡単にできるEnjoy Stageを指定機種とし、入札参加資格者の内、指定機種の賃貸借を取り扱っている事業者2者と指定機種の製造販売元である事業者を加えた3者での見積合わせによる随意契約としたいとし、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、予定価格税抜きで82万8,000円に対し、契約金額も税抜き82万8,000円で、落札率は100%です。契約の相手方は株式会社エクシングとなります。

23ページをご覧ください。本案件に対するご質問は、契約先が名古屋の業者であるが、当該業者にたどり着いた経緯はどのようなものかのご質問が委員からありました。

3 随意契約理由の業者選定理由にも記載ありますとおり、設置場所である老人憩いの家には電話回線等がないため、新曲の取り込みの際にU S Bを使用し簡単に行うことができ、軽量で高齢者でも設置や収納、移動が簡単にできる **Enjoy Stage** を指定機種としました。

このことから、白井市入札参加適格者名簿の中から、指定機種の賃貸借を取り扱っている事業者2者と指定機種の製造販売元である事業者を加えた3者での見積合わせを行いました。その結果、指定機種の賃貸借を取り扱っている名古屋市の株式会社エクシングと契約に至ったものです。契約先は名古屋市の本社となりますが、実際の機種は東京支店からのものとなります。

24ページをご覧ください。N o . 1 7 2 白井市道路台帳システム整備業務委託についてご説明いたします。

執行理由は、市が保有する道路に関する紙ベースの情報（道路台帳図・境界査定図・法定外公共物関係資料など）を電子データ・システム化し、G I S（地理情報システム）と紐付け、集約することにより、道路施設の正確な情報管理や、窓口業務等の効率化を図るものです。

随意契約理由については、本業務に関する豊富な経験と高い専門知識、最新情報を取り入れた提案が期待できることから、プロポーザル方式により業者を選定したいものということで、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、予定価格税抜き3, 518万5, 186円に対し、契約金額税抜き3, 200万円で、落札率は90. 95%です。

本案件に対するご質問は、プロポーザルの検討事項を説明して下さいということで、委員からご質問がありました。

まず、プロポーザルの方式は、公募型となります。業務概要は、①に道路境界確定図整備、これは、道路境界確定図をシステム化することで、検索時間縮減、コピー、証明書発行事務省略化、提供情報の信頼性向上、利用者の利便性向上が図れるものです。

②に道路台帳調書・台帳図をシステム化することで、既存情報の一元管理や道路拡幅部分の更新等を行い、調査ものの正確性、信頼性の向上、普通交付税算定のための正確な資料作成等が可能になります。

③に法定外公共物関係整備として、法定外公共物関係をシステム化することで、法定外公共物の位置特定や延長把握ができます。

④その他として各社の提案により、上記資料の精度・利便性の向上や、上記以外の資料（道路附属物、道路排水、公共基準点、各種点検結果等）のデ

一タ化・システム化等を行いたいと考えています。

主な参加資格は、入札参加適格者名簿の大分類、測量、中分類、測量一般に登録のある千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都又は、神奈川県内に本店（社）、支店（社）、又は営業所（出張所）を有する者。

実績要件として過去5ヵ年（平成23年度～平成27年度）に国又は地方公共団体等が発注した同種及び類似の業務を元請として完了した実績のある者、本業務に測量士の資格を有する者を管理技術者として配置できる者としております。

評価方法は、第1次審査で会社概要・業務実施体制票・業務実績票を提出させ、客観評価の得点を算出し、上位3者を第一次審査通過者として、第2次審査でプロポーザル選定委員会による提案書、道路台帳システム要求機能確認書、見積書及び見積金額内訳書を提出させ、プレゼンテーションの審査を行いました。

評価基準、こちらが、ご質問の一番のポイントだと思いますが、27ページの別表をご覧ください。一次審査では、主に、十分な業務の実施体制がとれているか。そして、同種の実績があるかを審査しています。二次審査では、業務内容を把握しているか、システムの要求機能確認書の要求に応えた内容となっているか、システム中のデータの精度やシステム利用の利便性、その他各社独自の提案、見積額が適切であるかを主に審査する内容となっています。

審査経過等については、参加者は5者でした。1次審査にて、参加資格を有する者が提出した会社概要、業務実績、業務責任者及び実務担当者の事業実績や資格所有状況に基づき、客観評価点を算出し、評価した上で、2次審査に参加する上位3者を選出、2次審査で提案書、プレゼンテーション、見積費用について総合的に評価し、合計点が最も高い者を受託候補者としました。

それでは、28ページをご覧ください。No. 203 白井市庁舎整備工事についてご説明いたします。

執行理由は、庁舎整備事業については、現庁舎の耐震性の不足、設備機器等の老朽化、現行法令での既存不適格等多くの問題点があるため、平成25年度に基本計画、平成26年度に基本設計、平成27年度に実施設計の策定を行っています。平成28年度については、実施設計図書に基づき庁舎整備工事に着手するため執行するものです。

随意契約理由は、実施設計段階から施工予定者を選定し、市と設計者との協働により、VE提案や技術提案を取り入れ、確実な工事施工に結び付ける

E C I 方式、後ほどご説明しますが、設計段階から工事施工予定者が参画してする契約方式により事業を進めてきているため、次の理由により随意契約を希望し、契約をしています。1つ目に平成27年度において庁舎整備技術支援業務の受託者を公募型プロポーザル方式にて選定しており、実施設計の策定へ大きく関与しているため。2つ目に白井市庁舎整備事業基本協定、実施設計を締結し、協定に基づき良好に業務を進めており、工期の短縮、コストの縮減が図れているため。3つ目に白井市庁舎整備事業基本協定書第6条第5項の規定により、市の定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約を締結することとなっているため、ということで、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、予定価格税抜きで40億9,030万円に対し、契約金額税抜き40億9,000万円で、落札率は99.99%です。契約の相手方は、大成建設株式会社千葉支店となります。

29ページをご覧ください。8のその他参考となる事項については、E C I 方式について簡単な説明を記載させていただいております。

本案件に対するご質問は、委員より2点あり、1点目は、平成28年1月の入札等監視委員会において、E C I 方式により庁舎整備を行うとの説明がありましたが、改めて同方式の概要、進捗状況等について案件の内容と関連付けて説明をお願いしたい。ということで、まず、別紙2をご覧ください。これは、E C I 方式を進めるときの検討時の資料になりますが、同方式の概要が書かれていますので、これにて説明させていただきます。

E C I 方式の概要ですが、まず、この方式となった背景ですが、1ページ目の1にも記載のとおり、現庁舎の耐震強度の不足、各種設備の老朽化等の理由により、庁舎整備事業を進めており、平成25年度に基本計画を策定し、平成26年度に基本設計を行い、平成27年度に実施設計を行っています。

事業方式については、耐震性能の確保のため、現庁舎の減築という方式で8階を4階に減築する工事と、その減少する面積と新たな機能を加味した面積を確保するため新築棟の増築を行い、さらに市役所に隣接する福祉部門の課が入っている保健福祉センターと渡り廊下でつなぎ、3棟を一体にする事業方式としております。

工事の施工にあたっては、近年の大型建設事業における技術者、作業員などの不足や労務費、資材価格の高騰により、建設工事の入札不調が全国的に増えている背景があることから、実施設計の段階から、工事施工者の持つ優れた技術、経験、特許などの技術提案を設計に取り入れ、経費削減

と工期の短縮など、確実な工事施工に結びつけるため、新たな契約方式として平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律に定められたE C I方式を採用しています。

E C I方式については、2に記載しておりますとおり、設計段階から工事の施工者が関与する方式で、設計者との協働により、工事施工者が持つ優れた技術、経験、特許、先ほどもご説明したバリュー・エンジニアリングなどの技術提案を設計に取り入れることにより、確実な施工に結びつける方式となります。

では、この、技術提案を行う業者をどのように決めたのかというと、3ページの4.の施工予定者の選定方法というところになりますが、実施設計にあたっての、技術支援業者は、すなわち工事の施工予定者となり、この施工予定者を、庁舎整備技術支援業務委託として、公募型プロポーザル方式を実施し、契約しております。この技術支援を行う施工予定者は、先ほどの随意契約の理由にも記載がありましたとおり、実施設計の策定へ大きく関与しており、白井市庁舎整備事業基本協定を結んだ中で、良好に業務を進め、工期の短縮、コストの縮減が図れている実績があり、さらには、その協定の中で、市の定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約を締結することとなっていることから、大成建設と随意契約にいたったものです。

進捗状況についてですが、平成26年6月改正の公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第18条に技術提案の審査及び価格等の交渉による方式が新設されたことにより、工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定したうえで、工事請負契約ができるようになりました。

この品確法の改正を受け白井市では、公募型プロポーザル方式にて施工予定者として、大成建設千葉支店を平成27年6月25日に選定し、同年7月6日付で業務委託契約を締結しました。

実施設計時には発注者である白井市、設計事業者、施工予定者である大成建設による三者協議会、実際には、それに加えて、市の立場に立ち、透明性や公平性を確保するため、公益財団法人千葉県建設技術センターを含めて協議会を開催しています。

施工予定者から設計内容に関しての技術的な提案や助言を受け、実施設計を平成28年3月に完了させました。工事請負契約を平成28年4月1日付で締結し、現在は新築棟の工事を進めており、平成29年4月28日を新築棟の引渡し予定日としています。

2点目はE C I方式による庁舎整備の経験を踏まえ、同方式の改善を図る

点があれば、説明をお願いしたいということで、E C I方式を取り入れて事業を進めてきている自治体は少なく、どの自治体も手探り状態で進めているものと推察しますが、当市に言うのであれば、今回の技術支援の期間は、実施設計から参画としていたが、基本設計から技術支援を受けることも今後は考えられるのではと思っております。

実施設計とともに進めていることから、建築確認等の諸申請の期間を確保する必要があり、時間的な制限を受けるため、余裕を持った期間の確保が必要と考えており、今回の経験によりこのような改善点がありました。

以上で随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

事務局からの説明について、ご意見ご質問等ありましたら、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いいたします。

《委員》

No. 172 白井市道路台帳システム整備業務委託について、2点お伺いたします。1点目は、今回公募型プロポーザル方式で行われて、1次審査2次審査とあったわけですけれども、公募から契約までのトータル期間はどれ位あったのですか。

《事務局》

公募型プロポーザルにつきましては、2ヶ月半から3ヶ月ほどかかります。

《委員》

わかりました、プレゼンテーションを評価する選定委員会は、市の中に設けられるものになりますか。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。2点目に配点について、1次審査が100点、2次審査が700点で合計800点となっていますが、配点割合というのはこれが一般的なのでしょうか。

《事務局》

プロポーザルの配点につきましては、昨年度ガイドラインを策定させていただいた中で、市としましては原則、見積価格の評価点を2割以上にすることと定めております。この規定以外には、配点について細かい規定はしておりません。

《委員》

わかりました。

《委員》

No. 151カラオケ機器賃貸借について、契約したエクシングは製造元ではなく、賃貸借している事業者ですか。

《事務局》

エクシングは、製造元となります。説明の表現に誤りがありましたので、製造元であり、賃貸借を取り扱っているという説明に訂正させていただきます。

《委員》

No. 203白井市庁舎整備工事について、全国的に見ても初めてに近いということで、ご苦労も多かったと思いますが、その中で少し気になるのが、落札率が99.99%ということで、予定価格とほぼ同額で契約されていますが、市と設計事業者と施工予定者の3者で、協議や提案等がなされているため、設計段階で金額の削減が図られているという認識でよろしいですか。

《事務局》

おっしゃるとおりでして、通常どおり実施設計を行いますと、施工者の持っている独自の技術等を用いることができませんので、金額的には大きくなってしまいます。

また、入札に参加する方も不確定な要素が多いほど、入札金額を大きくしてきますので、今回の方式を用いてそういった部分を予め削減できたと思っています。



《委員》

担当課では、3者協議を行ったことによって40億9,000万円というのは、いくらどれ位削減できた結果というものは具体的な数字として把握されていますか。

《事務局》

はい。担当課からは、3者協議を行う際には契約目標額というものを定めて、そこに向かってVE提案等を取り入れていったと伺っています。

《委員》

わかりました。

《委員長》

その他に、入札契約に関しまして、ご意見、ご質問等ございますか。

《委員・委員》

ありません。

《委員長》

最後に平成28年度上半期分の入札契約及び随意契約におきまして、市長に報告すべき不適切または改善すべき事項ありますでしょうか。

《委員・委員》

ありません。

《委員長》

それでは、議題4その他につきまして、事務局から何かありますか。

《事務局》

2点報告がございます。1点目は、今回新たに入札等監視委員会委員を皆様に委嘱いたしましたので、白井市の契約関係の制度や要領等について、継続の委員の皆様には再度確認となり、今回新たに委員となられた委員には事前にご説明しているものですが、時間の都合もあり、説明は省略させていただきますが、本日配布させていただきますのでよろしく願いいたします。何かございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

2点目としましては、別添の業務委託における最低制限価格の算定方法についてご覧下さい。

7月に開催いたしました、本監視委員会において、委員より白井市の業務委託の最低制限価格の算出方法についてご意見をいただきました。

白井市の業務委託の最低制限価格の算出方法は、当該対象業務の設計金額に10分の6を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で、適宜定めることとされているが、適宜というのはやはり曖昧なところがある。例えば、直接人件費の何%といったように、具体的な数字で算出している自治体も多いのではないかと思うので、検討してはどうか、というご意見をいただいております。

このことについて、検討した内容を報告させていただきます。

現在の本市の業務委託における最低制限価格の対象と算定方法は、500万円以上の一般競争入札案件の全てで、業務内容が全て人件費の場合、指名競争入札案件においても設定しております。測量・コンサルについては、全て指名競争入札としているため、最低制限価格は設けておりません。算定方法につきましては、過去の落札率や最低制限価格の設定実績や案件の性質により最低制限価格を設定している、これが現状となっております。

そして、近隣市の状況概要ということで、検討するにあたり、他の自治体の業務委託の最低制限価格の設定基準とその算出方法について調べてみました。なお、表にしたものが、別添1になりますので併せてご覧下さい。

業務委託の最低制限価格を設定している団体が、19団体中13団体、最低制限価格を設定している13団体中、全ての入札案件又は一般競争入札案件が5団体、内訳としまして、千葉市、船橋市、松戸市、野田市、成田市で、白井市は、一般競争入札案件に設定していますので、ここに該当します。

そして、部分的に設定している自治体もあり、建物管理、緑地管理等の人件費主の業務委託のみ設定しているところが、浦安市、佐倉市、印西市の3団体で、建物管理、緑地管理等の人件費主の業務委託及び測量コンサルに設定しているところが、千葉県、柏市、市川市の3団体、最後に測量コンサルのみ設定しているのが、我孫子市、習志野市の2団体となっております。

算定方法については、測量・コンサルを対象としている団体において、全て業務の種類毎に直接人件費の何%などの算定式はありますが、白井市の測量コンサルは指名競争入札のため、最低制限価格の設定がありませんので、測量コンサル以外での他団体の算定方法をみますと、13団体中、千葉県など9団体は予定価格の何%という一律の設定のみとなっております。例えば、別添1の1ページでは、成田市は予定価格の60%、佐倉市は予定価格の7

0%、印西市は予定価格の70%、2ページでは、千葉県も予定価格の70%、その他%は変わりますが、一律の自治体が多くありました。

このことから、市の検討結果として、3の改正案ですが、白井市業務委託最低制限価格運用要領第3条、最低制限価格の算定方法についてこれまでの白井市の業務委託に係る落札率や業務委託の最低制限価格の設定動向と千葉県における算出方法を勘案し、現行の10分の6を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で、適宜定めることとするから、最低制限価格は、当該対象業務の設計金額に10分の7を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。前項の規定にかかわらず、同項の規定により最低制限価格を定めることが適当でないとき、別に定めるものとする、へ改正することとしたいということで、ご報告いたします。

千葉県や他市においても設計金額の70%という一律の方法を用いていることやその設計金額に対してのパーセンテージは、これまでの白井市の落札率や業務委託の最低制限価格の設定の動向を踏まえ、今回の案へ改正をしたいという方向となりました。

なお、第3条に第2項を加えたことにつきましては、例外として、バスの運行業務委託等になりますが、設計金額の70%が国土交通省の基準によりも下回ってしまう案件もありますので、このような場合は、別に定めるとしております。

以上、検討結果をご報告いたします。できれば、平成29年の4月から施行したいと考えております。よろしく願いいたします。

最後に次回の会議についてですが、例年7月頃となっております、次回もその頃を予定しておりますので、日程調整の際にはよろしく願いいたします。

《委員長》

それでは、本日の予定は全て終了しました。以上をもちまして、白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

《委員・委員・事務局》

ありがとうございました。

午後3時30分終了